

## 名古屋港水族館の営業時間外利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「財団」という。）が管理運営を行う名古屋港水族館（以下「水族館」という。）の開館時間以外の時間帯における施設の利用（以下「営業時間外利用」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 水族館館内（以下「館内」という。）のスペース、水槽及び照明効果などロケーションを開館時間以外の時間帯にパーティー会場等として提供することにより、施設の有効利用を図ることを目的とする。

(利用範囲)

第3条 利用者が館内において利用できる範囲（以下「利用可能エリア」という。）は、次に掲げるものをいう（別図参照）。

(1) 水族館北館（以下「北館」という。）

(ア) 2階観覧エリア

(イ) 3階観覧エリア

(ウ) その他別表に定めるエリア（別表第1）

(2) 水族館南館（以下「南館」という。）

(ア) 黒潮大水槽前

(イ) 旧流木コーナー（南館エントランスホール）

(ウ) 南館旧入口スペース

(エ) その他（ア）から（ウ）までを通る通路部分等（別表第2）

(3) 連絡通路

2 飲食は、別表第1及び別表第2で定める場所においてのみ可能とし、それ以外の場所において飲食は禁止とする。

(利用手続に関する所管)

第4条 利用手続に関する所管は、事業部総務管理課とする。

(利用可能な行事)

第5条 営業時間外利用が可能な行事は、次のとおりとする。

(1) パーティー

(2) 記念式典

(3) 懇談会

(4) その他財団が特に認めた行事

(利用者)

第6条 利用者は、法人若しくは団体（旅行代理店経由の団体を含む。）又は個人とする。ただし、その利用が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び名古屋港管理組合暴力団排除条例（平成24年名古屋港管理組合条例第1号）第1条に規定

する暴力団を利することとなると認めるときは、当該者の利用を認めない。

(利用料金)

第7条 利用料金は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

- 2 北館の利用可能エリアと南館の利用可能エリアを同日に利用する場合の料金は、別表第5のとおりとする。
- 3 利用料金には、清掃費及び光熱水費を含む。
- 4 行事の実施に伴う飲食代金は、提供内容に応じ別途決定する。
- 5 利用可能エリアの設営物（椅子、テーブル等）に関しては、利用内容及び提供する飲食の内容に応じ別途決定する。

(利用日及び利用時間等)

第8条 利用日は、水族館の開館日に限る。ただし、次に掲げる日は、利用することができない。

- (1) 夜間営業日
- (2) その他財団が指定する日
- 2 利用時間は、水族館の閉館時間から午後10時までとする（設営及び撤収時間を含む。）。
- 3 利用者は、1日につき1組とする。

(飲食物の提供及び備品の設営)

第9条 飲食物の提供、営業時間外利用に関わる備品の設営及び撤去は財団が行うものとし、館外からの持込み（利用者が業者に委託する場合を含む。）は禁止する。

(禁止行為)

第10条 利用者は、利用可能エリアにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定場所以外の場所での飲食行為
- (2) 館内の施設、器具又は備品を汚損させるおそれのある行為
- (3) 水槽に向けての光の照射、過度の音響その他飼育生物へ悪影響を及ぼすおそれのある一切の行為
- (4) 商品、サービス等の説明、販売、勧誘、斡旋、申込み、その他の営利を目的とする行為
- (5) 思想、宗教又は政治活動を目的とする行為
- (6) 火気及び危険物の使用又は持込行為（財団が認める行為を除く。）
- (7) 暴力団その他の反社会的団体が利益を得ると認められる行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為並びに財団及び水族館の管理運営上に支障があると認められる行為
- 2 利用者は、前項の禁止行為により損害を発生させた場合は、賠償をしなければならない。

(展示制限)

第11条 営業時間外利用において、次に掲げる展示は行わない。

- (1) 北館のペルーガ水槽での展示
- (2) 南館の黒潮大水槽でのマイワシのトルネードその他の特別な展示

(入退館の場所)

第12条 北館の利用者の入退館は、北館入口又は北館出口とし、南館の利用者の入退館は、南館旧入口とする。

(運営要員の配置)

第13条 利用者は、次に掲げる場所に行事の運営要員を配置し、適正な入退館管理及び利用可能エリアの利用を行うものとする。

(1) 前条に規定する入退館の場所

(2) 立入禁止エリアとの境界線

(3) 飲食禁止エリアとの境界線

(利用申込み等)

第14条 利用申込みは利用を希望する日の1年前より受け付けるものとし、それ以前のものを受け付けない(日時の仮押さえ照会も同様とする。)

2 利用を希望する者は、希望日から起算して、北館は4か月前の初日、南館は2か月前の初日までに、利用申込書(様式第1号)を財団へ提出のうえ申請しなければならない。

3 財団は、前項の利用申込書の提出を受けてから営業日14日以内に利用の可否を審査し、申込者へ審査結果を通知するものとする(様式第2号)。

4 申込者は、利用許可を受けた後、振込期限内に財団が指定する口座へ申込金100,000円を振り込むものとし、財団が口座への入金を確認できた時点をもって、利用権原が発生するものとする。

5 申込者は、利用権原を第三者へ譲渡又は転貸してはならない。

6 第4項の申込金は、申込者が入金後にキャンセルした場合も返金しない。

(利用許可の取消し)

第15条 財団は、天災地変、風水火災のため安全に利用できないと判断した場合、施設の維持又は管理に関する工事等を緊急に行う必要がある場合その他自己の責めに帰さない事由による場合は、利用許可を取り消すことができる。

2 財団は、利用申込内容に虚偽があった場合、申込者が利用権原を第三者へ譲渡又は転貸した場合、第10条に規定する禁止行為を行うおそれがある場合その他申込者が信義則に反した場合は、利用許可を取り消すことができる。

3 前項の規定に基づき利用許可を取り消した場合において、財団は、申込金を返金しないものとする。

(打合せ)

第16条 利用者が確定したときは、財団の担当者及び利用者は、直ちに経費、提供する飲食、設営、撤去その他利用に当たり必要な事項について打合せを開始するものとする。ただし、打合せ時に利用申込書の申請内容と齟齬が判明した場合は、財団は、利用許可を取り消すことができる。

2 前項の場合において、財団は、申込金を返金しないものとする。

3 第一項ただし書の場合において、財団は、一切の責任を負わないものとする。

(利用料金の支払)

第17条 財団は、利用後に利用料金及び飲食、設営、撤去費等を請求する。この場合において、第14条第4項に規定する申込金を差し引くものとする。

- 2 利用者は、前項の請求書の発行日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 利用者は、納付期日までに請求金額を支払わなかった場合は、遅延利息として請求金額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%の割合を乗じた額を支払わなければならない。

(申込内容の変更及び取消し)

第18条 利用者は、申込内容に変更が生じた場合や、申込みを取り消す場合は、速やかに財団へ報告すること。

2 申込みの変更又は取消しがあった場合のキャンセル料は別表第6に定めるとおりとする。

3 変更及び取消しで利用者に生じた損害に対し、財団は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

北館利用可能エリア

階	エリア名	飲食	備考	場所
2階	展示エリア	可		別図参照
3階	スタジアム	可	屋外(屋根あり)	
	メインプール	不可	イルカパフォーマンス実施時に利用	
1階	第二会議室	不可	控室、準備室	
その他	トイレ	不可	利用するエリアに応じ利用場所を指定	
	授乳室	不可	〃	

別表第2(第3条関係)

南館利用可能エリア

階	エリア名	飲食	備考	場所
2階	黒潮大水槽前	可		別図参照
	エントランスホールB	可		
	エントランスホールA	不可		
その他	トイレ	不可	エントランスホールBにあるトイレを利用	

別表第3(第7条関係)

利用料金(北館)

○北館2階エリア

利用人数(人)	1~100	101~300	301~500	501~1000	1001~2500
利用料金(円)	742,500	1,485,000	1,856,250	2,227,500	2,598,750

○北館全エリア(北館2・3階)

利用人数(人)	1~100	101~300	301~500	501~1000	1001~2500
利用料金(円)	825,000	1,650,000	2,062,500	2,475,000	2,887,500

○その他

	利用料金(円)	備考
イルカパフォーマンス実施	330,000	全エリア利用が必須 実施は18:30までに開始すること。 実施は利用人数101人以上から。
3階大型ビジョン利用	110,000	全エリア利用が必須
第二会議室	6,600/時	北館1階

- 注記・・・ 1 上記の利用料金には開館時間中の入館料は含まない。  
2 利用料金は税込価格である。

別表第4(第7条関係)

利用料金(南館)

○南館エリア		
利用人数(人)	10～50	51～100
利用料金(円)	330,000	660,000

- 注記・・・ 1 上記の利用料金には開館時間中の入館料は含まない。  
2 利用料金は税込価格である。

別表第5(第7条関係)

利用料金(北館及び南館)

○北館全エリア(北館2・3階)及び南館

利用人数(人)	1～100	101～300	301～500	501～1000	1001～2500
利用料金(円)	1,485,000	2,310,000	2,722,500	3,135,000	3,547,500

- 注記・・・ 1 上記の利用料金には開館時間中の入館料は含まない。  
2 利用料金は税込価格である。

別表第6(第18条関係)

キャンセル料

申込金	100%	
利用料金	利用日の当日	100%
	利用日の1営業日前	50%
	利用日の14営業日前まで	0%
設営・撤去費	利用日の当日	100%
	利用日の1営業日前	50%
	利用日の3営業日前まで	0%
飲食費	利用日の当日	100%
	利用日の1営業日前	80%
	利用日の3営業日前まで	50%
	利用日の6営業日前まで	0%

- 注記・・・ 台風など自然災害により申込みを取り消す場合においても、キャンセル料は発生する(利用料金を除く。)